## 津市新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱

平成18年6月30日訓第210号

改正 平成21年3月26日訓第9号

平成23年3月18日訓第13号

平成23年7月7日訓第39号

平成24年3月15日訓第6号

平成26年7月31日訓第48号

平成30年3月30日訓第16号

令和4年2月7日訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新エネルギー利用設備の普及を図り、環境への負荷の少ない新エネルギーの導入促進に資するため、津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。)の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 共同住宅 同一棟に2世帯以上がそれぞれ独立して居住する構造の住宅をいう。
  - (2) 事業所 物の生産や販売、サービスの提供を、従業者と設備を有して、継続的に行われている場所をいう。
  - (3) 集会所 自治会がその責任と負担において管理する建築物で住民がその 地域において自主的な活動を行うに当たって、会議、集会等に供するもの をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「新エネルギー利用設備設置費補助金」(以下「補助金」という。)と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、本市の区域内において、次の各号のいずれかの事業(以下「補助事業」という。)を行う者に対して、補助金の交付の対象となる設備

(以下「対象設備」という。)の設置費用をその対象として、1年度内1回に限り、これを交付するものとする。

- (1) 自己の居住の用に供する住宅、共同住宅、事業所及び集会所(それぞれ新築するものを含む。以下「住宅等」という。)への対象設備の設置
- (2) 対象設備が設置された自己の居住の用に供する新築住宅の購入
- 2 前項の規定にかかわらず、対象設備の施工又は販売を業として営む者が、 販売促進のみを目的として設置する場合は、これを交付しない。

(対象設備)

- 第5条 対象設備は、次に掲げる新エネルギー利用設備とする。
  - (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する太陽光発電システム
    - ア 配電線と連系し、逆潮流を行うものであること。
    - イ 設置前において使用に供されたものでないこと。
    - ウ 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動及び自動 停止をいう。)を行うものであること。
    - エ 増設されるものでないこと。
  - (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する小型風力発電システム
    - ア 発電機の定格出力が200ワット以上であること。
    - イ 設置前において使用に供されたものでないこと。
    - ウ 強風時における安全対策が施されているものであること。
    - エ 騒音等への対策が施されているものであること。
    - オ プロペラ等の回転部に容易に人が接触することがないよう、人の手の届かない高さに設置又は周囲に柵を設ける等の措置が講じられていること。
    - カー増設されるものでないこと。
  - (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する家庭用燃料電池システム
    - ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定する家庭用燃料電池システムであること。
    - イ増設されるものでないこと。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象設備の区分に応じ、当該各号に掲げる額とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。
  - (1) 太陽光発電システム 自己の居住の用に供する住宅、共同住宅及び事業 所にあっては別表第1、集会所にあっては別表第2の左欄に掲げる太陽電

池モジュールの公称最大出力の合計の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

- (2) 小型風力発電システム及び家庭用燃料電池システム 1件当たり6万円 (交付申請の期限)
- 第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、第4条第1項第1号に規定する補助事業の場合にあっては対象設備の設置工事に着手する日の前日とし、 同項第2号に規定する補助事業の場合にあっては購入し引き渡しを受ける日 の前日とする。

(添付書類)

- 第8条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりと する。
  - (1) 対象設備を設置する住宅等又は購入する新築住宅の付近の見取図
  - (2) 設置する設備の製品カタログの写し(家庭用燃料電池システムに限る。) (実績の報告)
- 第9条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、 補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の 決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類 を添えてこれを行わなければならない。
  - (1) 完了写真
    - ア 対象設備の設置状況が分かるカラー写真(設置した建物全体及び対象 設備を撮影したもの)
    - イ 太陽電池モジュールを設置した屋根の写真(太陽光発電システムに限 る。)
  - (2) 設置費用に係る領収書(申請者宛てのものに限る。)の写し又はこれに 準ずるもの
  - ③ 太陽電池モジュールの配置図(太陽光発電システムに限る。)
  - (4) 電力会社との電力受給契約(申請者に係るものに限る。)の内容が分かるもの(太陽光発電システムに限る。)
- 2 前項に規定する補助事業が完了した日は、対象設備が太陽光発電システムである場合にあっては系統連系・電力受給開始日とし、対象設備が小型風力発電システム又は家庭用燃料電池システムである場合にあっては設置工事が完了し、引渡しを受けた日とする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第17条ただし書の市長が定める期日は、補助事業が完了した 日から起算して15年(対象設備が家庭用燃料電池システムである場合にあっては、10年)を経過した日とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年7月14日から施行し、同年4月1日以後に実施した補助事業について適用する。

(交付申請期限の特例)

2 平成18年4月1日からこの訓の施行の日(以下「施行日」という。)までに実施した補助事業に係る規則第3条第1項の別に定める期日は、第6条の規定にかかわらず、同年8月31日とする。

(実績の報告の特例)

3 平成18年4月1日から施行日までに完了した補助事業に係る規則第12 条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、第8条の規定にか かわらず、同年8月31日までに行わなければならない。

附 則(平成21年3月26日訓第9号)

- 1 この訓は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市家庭用新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱の規定は、 この要綱の施行の日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施 した補助事業については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月18日訓第13号)

- 1 この訓は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市家庭用新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱の規定は、 この要綱の施行の日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施 した補助事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年7月7日訓第39号)

(施行期日)

1 この訓は、平成23年7月8日から施行し、改正後の津市新エネルギー利 用設備設置費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、同年4 月1日以後に実施した補助事業について適用する。

(交付申請の期限の特例)

2 平成23年4月1日からこの訓の施行の日(以下「施行日」という。)までに実施した新要綱第4条第1項第1号に規定する補助事業(自己の居住の用に供する住宅への対象設備の設置に係る部分を除く。)に係る規則第3条第1項の別に定める期日は、第7条の規定にかかわらず、同年8月31日とする。

(実績の報告の特例)

3 平成23年4月1日から施行日までに完了した新要綱第4条第1項第1号に規定する補助事業(自己の居住の用に供する住宅への対象設備の設置に係る部分を除く。)に係る規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、第9条の規定にかかわらず、同年8月31日までに行わなければならない。

附 則(平成24年3月15日訓第6号)

- 1 この訓は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱の規定は、この 要綱の施行の日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施した 補助事業については、なお従前の例による。

附 則(平成26年7月31日訓第48号)

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓第16号)

- 1 この訓は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱の規定は、この 要綱の施行の日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施した 補助事業については、なお従前の例による。

附 則(令和4年2月7日訓第1号)

この訓は、令和4年2月7日から施行し、改正後の第5条第3号の規定は、 令和3年4月1日から適用する。

## 別表第1 (第6条関係)

単位

円

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計	補助金額(1件当たり)
5 k W以上10 k W未満	60,000

## 別表第2 (第6条関係)

単位

円

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計	補助金額(1件当たり)
3 k W未満	210,000
3 k W以上 6 k W未満	420,000
6 k W以上10 k W未満	700,000